

(様式第4号)

令和5年度 鳥取市有料老人ホーム立入検査実績書

有料類型	指 摘 ・ 指 導 事 項	指摘事項
住宅型	食事を提供する有料老人ホームにおいては、栄養士を配置すること。	指針8(1)
住宅型	勤務表について、併設介護事業所との勤務形態が区別されていないため、勤務表等を用いて明確に区別すること。	指針8(1)
住宅型	食事を提供する有料老人ホームにおいては、栄養士を配置すること。	指針8(1)
住宅型	職員に対して、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。	指針8(1)
住宅型	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を作成し、従業者に周知・啓発するとともに、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知する等、必要な措置を講ずること。	指針8(3)
住宅型	特定業務従事者については6か月ごとに健康診断を行うこと。	指針8(3)
住宅型	管理規程に、介護を行う場合の基準を記載すること。	指針9(1)
住宅型	定期的に避難訓練を実施すること。	指針9(6)
住宅型	定期的に運営懇談会を開催すること。	指針9(11)
住宅型	運営懇談会が開催にあたっては、管理費、食費等の収支の内容、入居者の要望や意見の聴取及び改善策の検討についても報告すること。	指針9(11)
住宅型	栄養士により献立表が作成されていることが分かる書類を整備すること。	指針10(1)
住宅型	勤務表について、併設介護事業所との勤務形態が区別されていないため、勤務表等を用いて明確に区別すること。	指針10(2)
住宅型	身体拘束をやむを得ず行う場合は、身体拘束の必要性を検討し、拘束の期間を具体的に定めた上で文書による同意を得ること。	指針10(5)
住宅型	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	指針10(7)
住宅型	身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していなかったため、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。	指針10(7)
住宅型	身体的拘束等の適正化のための研修、事故発生防止のための研修について、記録を整備すること。	指針10(7)
住宅型	身体拘束を実施する際、態様、時間、利用者の状況を記録に残すこと。	指針10(7)
住宅型	身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。	指針10(7)イ
住宅型	最低30年以上の長期的な資金収支計画及び損益計画について、少なくとも3年ごとに見直しを行うこと。	指針11(3)
住宅型	入居契約書について、入居開始可能日を記載すること。	指針13(2)
住宅型	入居契約書に、有料老人ホームの類型、提供されるサービスの内容、入居開始可能日を記載すること。	指針13(2)
住宅型	管理規程について、介護を行う場合の基準を記載すること。	指針13(2)
住宅型	管理規程に医療を要する場合の対応を記載すること。	指針13(2)

有料類型	指 摘 ・ 指 導 事 項	指摘事項
住宅型	入居契約書について、身元引受人の権利・義務を記載すること。	指針13(2)
住宅型	体験入居を希望する入居希望者に対し、契約締結前に体験入居の機会を確保するよう検討すること。	指針13(5)
住宅型	相談窓口、苦情処理の体制及び手順等設置者における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを施設に掲示すること。	指針13(7)
住宅型	事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を作成すること。	指針13(8)
住宅型	事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。	指針13(8)
住宅型	事故発生の防止のための委員会を定期的開催するとともに、職員に対する研修の記録を残すこと。	指針13(8)ア(ウ)
住宅型	利用者に対するサービスの提供により事故等が発生した場合は、鳥取市介護保険事故報告事務取扱要領に従って速やかに鳥取市へ報告を行うこと。	指針13(8)
住宅型	事故の状況及び事故に際してとった措置について記録すること。	指針13(8)
住宅型	入居者に対するサービスの提供により事故等が発生した場合は、鳥取市軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び有料老人ホーム事故報告事務取扱要領に従って速やかに鳥取市へ報告を行うこと。	指針13(8)
有料該当サ高住	夜間緊急時に対応できる数の職員を配置すること。	指針8(1)
有料該当サ高住	食事を提供する有料老人ホームにおいては、栄養士を配置すること。	指針8(1)
有料該当サ高住	職員に対して、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。	指針8(1)
有料該当サ高住	管理規定等について、介護を行う場合の基準を記載すること。	指針9(1)
有料該当サ高住	定期的に運営懇談会を開催すること。	指針9(11)
有料該当サ高住	運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明すること。 (ア)入居者の状況 (イ)サービス提供の状況 (ウ)管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容	指針9(11)
有料該当サ高住	運営懇談会が開催にあたっては、管理費、食費等の収支の内容についても報告すること。	指針9(11)
有料該当サ高住	運営懇談会の開催にあたっては、下記の内容についても報告すること。 (1)入居者の状況、サービス提供の状況の報告 (2)管理費、食費等の収支の内容等の報告 (3)入居者の要望や意見の聴取及び改善策の検討	指針9(11)
有料該当サ高住	栄養士により献立表が作成されていることが分かる書類を整備すること。	指針10(1)
有料該当サ高住	献立表を入居者の見やすい場所に掲示すること。	指針10(1)
有料該当サ高住	身体拘束的の適正化のための研修を定期的開催し、記録に残すこと。	指針10(7)
有料該当サ高住	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に一回以上開催すること。	指針10(7)
有料該当サ高住	体的拘束等の適正化のための研修、事故発生防止のための研修について、記録を整備すること。	指針10(7)
有料該当サ高住	身体拘束を実施する際、態様、時間、利用者の状況を記録に残すこと。	指針10(7)

(様式第4号)

令和5年度 鳥取市有料老人ホーム立入検査実績書

有料類型	指 摘 ・ 指 導 事 項	指摘事項
有料該当サ高住	入居契約書に、有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅については、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている旨）を記載すること。	指針13(2)
有料該当サ高住	管理規程について、介護を行う場合の基準を記載すること。	指針13(2)
有料該当サ高住	管理規程に医療を要する場合の対応を記載すること。	指針13(2)
有料該当サ高住	入居契約書について、身元引受人の権利・義務を記載すること。	指針13(2)
有料該当サ高住	体験入居を希望する入居希望者に対し、契約締結前に体験入居の機会を確保すること。体験入居について、サービス内容や期間、料金等を重要事項説明書に記載すること。	指針13(5)
有料該当サ高住	相談窓口、苦情処理の体制及び手順等設置者における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを施設に掲示すること。	指針13(7)
有料該当サ高住	誤薬及び服薬漏れについては事故報告の対象となるため、発生した場合は速やかに報告書を提出すること。	指針13(8)
有料該当サ高住	事故発生の防止の委員会を定期的に行うこと。	指針13(8)
有料該当サ高住	事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。	指針13(8)